

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

- 一 国際戦略局総務課及び国際政策課を廃止し、その所掌事務を同局に設置する国際戦略課に移管すること。  
(第六十七条及び第六十八条関係)
- 二 国際戦略局に国際展開課を設置し、その所掌事務を定めること。  
(第六十七条及び第七十二条関係)
- 三 国際戦略局に参事官一人を設置し、その職務を定めること。  
(第六十七条及び第七十五条関係)
- 四 国際戦略局に設置する参事官の設置期間の特例を定めること。  
(附則第十八条関係)
- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、令和三年七月一日から施行すること。

(附則関係)